

前回会議までのご意見

令和2年8月28日
国土交通省 航空局

【前回会議までの主な意見】

〔短期〕

○保安検査の法的位置付けを明確にすべき。

- 航空機に搭乗する旅客に対する保安検査を義務付けるべき。
- クリーンエリアに立ち入る従業員に対しても保安検査義務の対象とすべき。
- クリーンエリアへの危険物の持込を禁止すべき。
- 罰則を規定すべき。(保安検査の拒否、クリーンエリアへの危険物持込)
- 保安検査の実施主体を規定すべき。
- 国の責任を明記すべき。

〔中長期〕

- 保安検査員の(法的)権限を強化すべき。

①保安検査の位置付けについて

【前回会議までの主な意見】

○旅客に対する周知・広報を強化すべき。〔短期・中長期〕

【内容】

- 保安検査の必要性、(法改正に伴う)強制性。
- 旅客が安全に輸送されているという「益」を享受していること。

【手段】

- メディア(テレビCM、新聞広告)、一般に対するアンケートを実施

②保安検査に関する役割分担や連携について

【前回会議までの主な意見】

〔短期〕

○事務委任方式について

- 一部の空港で開始されたところであり、その運用状況を踏まえた上で、役割分担、責任のあり方を検討すべき。
- 事務委任方式は手続きの煩雑さの解消など一定程度の効果はあったが、恒久的な制度ではなく、さらなる役割分担の検討が必要。

〔中長期〕

○空港内の保安管理を一体化すべき。

- 空港管理者や空港運営権者によって、一般エリア／保安検査場／制限エリアを一体的に保安管理を行う仕組みの構築が必要ではないか。
- 将来的には国が一体的に管理すべきではないか。

②保安検査に関する役割分担や連携について

【前回会議までの主な意見】

○保安管理に関する国の役割を強化すべき

具体的には・・・

〔短期〕

- 高度な保安検査機器の導入、維持に関する費用を国が補助すべき。

〔中長期〕

- 国管理空港及び地方管理空港について空港の保安を一元的に管理すべき。
- 国が保安検査の一義的な責任を負った上で、航空会社、空港管理者等、検査会社が協力する仕組みを構築すべき。
- 教育への関与を強化すべき。(国による統一的な教育研修、教育に係る費用負担など)
- 保安検査員に関する資格制度の見直し(警備業法とは別の資格制度の創設など)

③保安検査の量的・質的向上について

【前回会議までの主な意見】

〔短期〕

○原資となる保安料の水準について見直すべき。

- 利用者負担、徴収方法も含めて整理することが必要。

○国による教育訓練への関与を強化すべき。

- 資格制度の創設を含め、スキルを維持・向上させるための統一的な仕組みを検討すべき。

〔中長期〕

○保安に関する費用については国が負担すべき。

○先進機器の導入推進による保安検査の高度化は引き続き必要であり、導入にあたっては、国による補助を実施すべき。

○国による教育訓練への関与を強化すべき。

- 教育訓練に係るコストを国が負担すべき。